

令和2年10月30日

各町立学校長 様

斜里町教育委員会
教育長 岡田 秀明

道の「警戒ステージ」の移行に伴う斜里町立学校の行動基準について（通知）

このことについて、10月28日の北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、10月28日（水）をもって道の警戒ステージを「ステージ1」から「ステージ2」に移行することとされたことに伴い、町教委としては、国から示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式』（2020.9.3Ver.4）」（以下、「マニュアル」という。）を踏まえ、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準を「レベル1」から「レベル2」に移行しますので、マニュアルに示されているレベル2に応じた感染対策を改めて確認するとともに、特に次の事項に留意ください。

記

1 発熱等の風邪症状がある場合の対応について（マニュアル P22 参照）

(1) 児童生徒等の同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合、学校保健安全法に規定する出席停止の措置を取ること。

なお、各学校においては、保護者へ別紙の周知文例を参考にお知らせするとともに、健康観察シートに同居家族の状況や保護者のサイン等の欄を設けるなどして、確認すること。

(2) 健康観察表の確認は、登校時、校舎に入る前、玄関内などを基本として、校内において感染リスクを避けられるような場所で行うこと。

2 3つの密の回避について（マニュアル P33 参照）

児童生徒が「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」の感染のリスクを理解し、自ら避ける行動をとることができるよう、指導すること。

3 身体的距離の確保について（マニュアル P37 参照）

児童生徒等の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるよう座席配置を取ること。

4 マスクの着用について（マニュアル P39 参照）

マスクの着用については最新の知見の中でも感染症対策の効果が示されていることから、身体的距離が十分確保できるときを除き、マスクの着用を徹底するよう、改めて指導すること。

5 差別や偏見、誹謗中傷について（マニュアル別添資料6 指導例⑥参照）

感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことがないように、改めて指導を徹底すること。